

国土交通大臣 冬柴 鐵三 様

道路・河川の都道府県への権限移譲に関する要請

本日開催された地方分権改革推進本部会議において、地方分権改革推進委員会の第1次勧告を受けて地方分権改革推進要綱が決定されました。

この地方分権改革推進要綱においては、「個別の対象道路（河川）については、関係地方公共団体と調整を行った上で、第2次勧告までに具体案を得る」とされております。

全国知事会としては、道路・河川の権限移譲が、政府と関係都道府県との協議のみにより行われることによって国民に見えない形で行われることのないよう、また、政府と関係都道府県との協議が統一した考え方のもとに行われることとなるように、まずは、全国知事会が政府の基本的な考え方を伺うことといたしました。

つきましては、道路・河川の都道府県への権限移譲に関し、移譲の範囲、財源措置、技術の確保方策を含め、移譲に係る基本的な事項全般についての考え方を提示していただくよう要請します。

平成20年6月20日

全国知事会地方分権推進特別委員会
委員長 京都府知事 山田 啓二